

第 25 号議案

中野区南台四丁目地区における建築物の制限に関する条例及び
中野区南台一・二丁目地区における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 29 年 3 月 3 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区南台四丁目地区における建築物の制限に関する条例及び
中野区南台一・二丁目地区における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

(中野区南台四丁目地区における建築物の制限に関する条例の一部
改正)

第1条 中野区南台四丁目地区における建築物の制限に関する条例
(平成4年中野区条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第2条第1項第5号から第8号まで」を「第2
条第1項第2号から第5号まで」に改める。

(中野区南台一・二丁目地区における建築物の制限に関する条例の
一部改正)

第2条 中野区南台一・二丁目地区における建築物の制限に関する条
例(平成12年中野区条例第36号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第2条第1項第5号から第8号まで」を「第2
条第1項第2号から第5号まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。